

## 大気汚染常時監視測定局の配置見直しについて

### 1 現状の測定局 (図1 設置状況 令和4年度)

#### <一般局 生活空間での大気環境の常時監視>

測定局 : ①中央局 ②雪谷局 ③矢口局 ④六郷局 ⑤京浜島局

測定項目: 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)、浮遊粒子状物質 (SPM)、光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)、風向・風速

#### <自排局 自動車から出る排気ガスの監視>

測定局 : ⑥羽田局 ⑦東六郷局 ⑧東矢口局 ⑨大森西局

測定項目: 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)、浮遊粒子状物質 (SPM)、風向・風速

※東京都 環七松原橋 (自排局) 中原街道南千束 (自排局) 環八千鳥 (自排局)

国交省 松原橋 (自排局) 大森東 (自排局) 東矢口 (自排局)

### 2 配置見直し理由

#### (1) 区内の大気環境は改善傾向が見られ、ほぼすべての項目で環境基準を達成している

一般局で測定している二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄は全局で環境基準を達成している。自排局で測定している二酸化窒素、浮遊粒子状物質も、全局で環境基準を達成している。

#### (2) 大気汚染防止法第22条の事務処理基準で算出した適正測定局数を上回って配置している

事務処理基準で算出した場合、窒素酸化物は3局、浮遊粒子状物質は2局、光化学オキシダントは2局、PM2.5は2局である。区の測定局に加え、都・国の測定局を加えると、適正測定局数を上回っている。

#### (3) 都と国、区の測定局の設置場所が近接している

矢口、六郷地域で測定局が重複または近接している。

### 3 令和9年度以降の測定局 (図2 令和9年度以降の配置案)

<一般局> ①中央局 ②雪谷局 ⑤京浜島局

<自排局> ⑥羽田局 ⑦東六郷局

区内の広域的観測を目的に、都・国の測定局の設置場所を考慮するとともに、測定システムのリース契約終了時期(令和8年度)や各機器で定められている耐用年数をもとに、機器の廃止を行う。

### 4 見直し後の課題

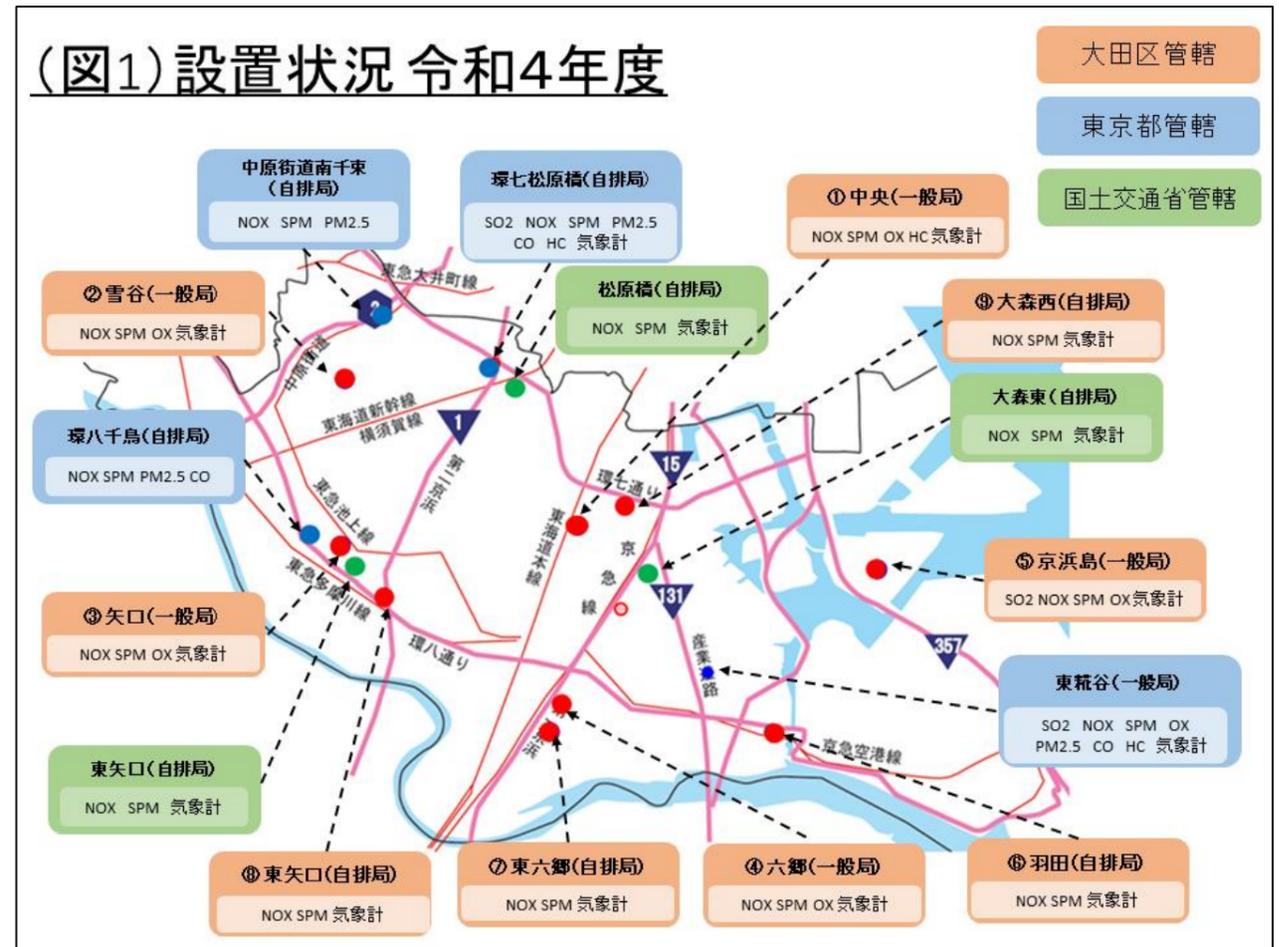
光化学スモッグの原因となっている光化学オキシダントについては環境基準を達成できていないが、都のデータも活用することで、適正局数よりも多い測定数で区内環境の把握が可能である。

区でも、適切に区民へ光化学スモッグ注意報などの注意喚起を行い、健康被害の防止に努めていく。

### 5 見直しによる財政効果

- ・令和4年度から令和8年度の5年間にかけ、保守費用等約2000万円が削減可能となる。
- ・見直し以降(令和9年度)の各測定局の点検に要する保守費用等は、3450万円から1810万円(約47%減)に削減可能となる。(令和4年度比)

## (図1) 設置状況 令和4年度



## (図2) 令和9年度以降の配置案

